

基本構想

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

第1章 まちづくりの基本方針

- 1 基本理念
- 2 まちの将来像
- 3 将来人口の設定
- 4 土地利用の構想
- 5 まちづくりの基本目標

第2章 施策の大綱

基本目標1 『観光・産業』

魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

基本目標2 『保健・福祉』

ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

基本目標3 『生活環境』

四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

基本目標4 『文化・教育』

生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

基本目標5 『行財政運営』

みんなで作る自立と協働のまちづくり

第1章 まちづくりの基本方針

1 基本理念

《まちづくりの基本理念》

本町は、平成18年（2006年）12月1日に「湯河原町自治基本条例」を制定しました。本条例において、「湯河原町町民憲章」の精神を尊重するとしていることから、恒久的なまちづくりの基本理念として位置づけます。

◆湯河原町町民憲章

昭和61年3月1日

告示第8号

わたくしたちの町、湯河原は、海と山と川の美しい自然環境と豊かな温泉や歴史文化に恵まれた温泉観光地です。

子や孫に、誰もが『心に泉のもてる誇り高いふるさと』を譲り渡していくことが、わたくしたちの責任です。町村合併30周年にあたり、わたくしたち湯河原町民の生活の道標として、ここに町民憲章を制定します。

- 1 健康をよこび、思いやりに満ちた明るく住みよいまちをつくりましょう
- 1 自然をはぐくみ、青空のもとにさわやかな緑と花のまちを築きましょう
- 1 伝統を重んじ、香り高い文化の生まれるまちを創りましょう
- 1 教養を深め、こぞって時代にさきがけた“地球民”をめざしましょう
- 1 訪れる人々を温かく迎え、世界にはばたくまちを拓きましょう

《計画の基本理念》

本計画では、恒久的なまちづくりの基本理念とした「湯河原町町民憲章」の精神を尊重しながら、次の4つを計画の基本理念とします。

1 持続可能な「地域社会」を築く

世界の動き、国の動きなどを注視し、外部環境の動きに迅速に対応しつつ、町民が幸せを感じながら生活できる、持続可能な「地域社会」を築きます。

2 魅了する「地域環境」を築く

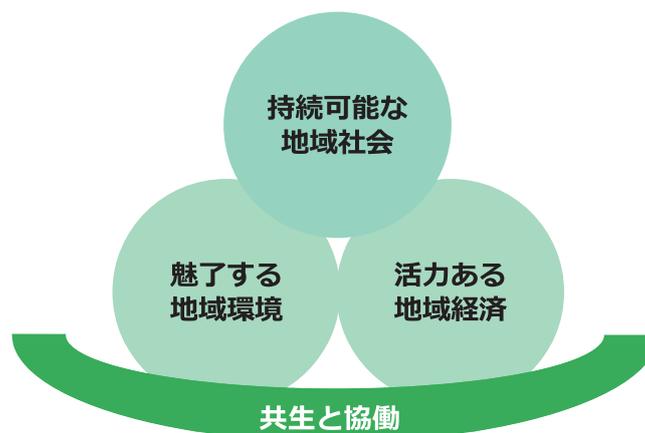
海、山、川、温泉といった本町が有する豊かな自然資源と、生活するために必要な社会資源のバランスを保ち、人々を魅了する「地域環境」を築きます。

3 活力ある「地域経済」を築く

基幹産業である観光を軸に、他産業との複合的な発展をめざし、活力ある「地域経済」を築きます。

4 「共生」と「協働」でまちを築く

誰一人取り残さない「共生」の考え方のもと、自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、「協働」によるまちづくりを進めます。



2 まちの将来像

東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二本の川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛され、観光地として、多くの人々を癒してきました。

本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山、川などの優れた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪れたいと思われる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。

「ゆがわら2011プラン（湯河原町新総合計画）」で定めたまちの将来像は湯河原町のめざすべき姿を表現しており、自治の主役である町民にも浸透してきました。引き続き、町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかわる様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることが必要です。

町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町になっていくことをめざし、

まちの将来像を

『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』

とし、その実現をめざします。

「湯けむり」は、温泉観光地湯河原を端的にイメージしています。これまでもそしてこれからも、恵まれた温泉資源を有効に活用して、湯河原らしさを磨いていこうとするものです。

「笑顔」は、訪れる人の笑顔と町民の笑顔を表現しています。訪れる人が湯河原の温泉や自然、もてなしなどに触れて笑顔になれるよう、また、町民が安全や安心を実感しながら笑顔で日々の暮らしを重ねていけるよう、施策や事業を展開していこうとするものです。

「四季彩」は、先人たちが大切に守り育て受け継いできた海、山、川が四季折々に見せる彩りを表現しており、町民誰もが誇りに感じ、訪れる人の心もとりにするこの自然を、今後も守り育てていこうとするものです。

「湯けむり」と「笑顔」あふれる「四季彩」のまち、前計画に引き続き私たちがめざす10年後のまちの姿です。

3 将来人口の設定

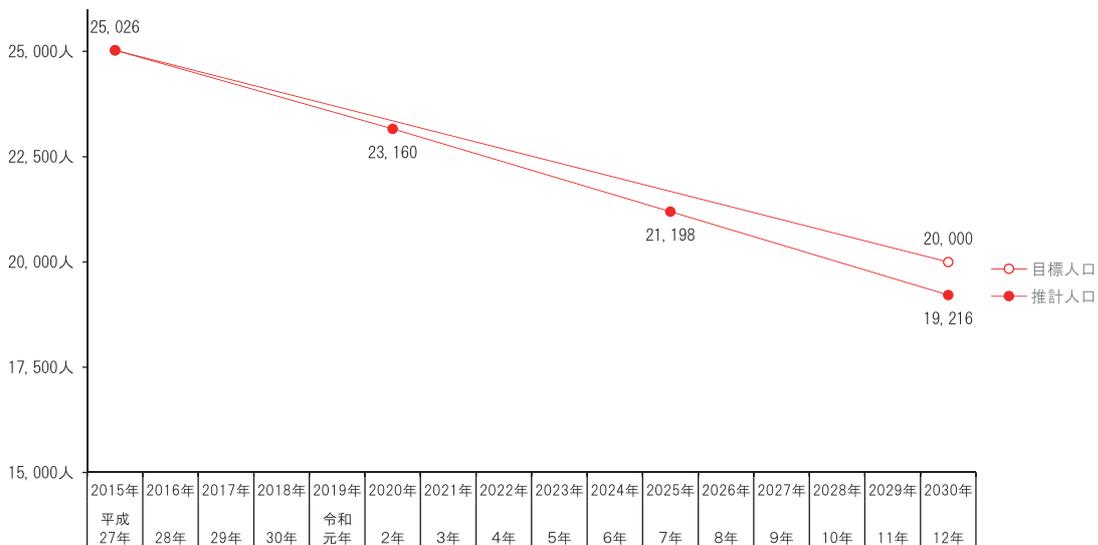
計画の目標年度である令和12年（2030年）における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（令和12年（2030年））20,000人

《人口の見通し》

令和12年（2030年）における本町の人口は、これまで同様、人口減少と少子化・高齢化が一層進展し、19,000人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、更に人口定住対策を推進することにより、20,000人の人口規模を目標として設定します。



※平成27年（2015年）国勢調査結果を用いた推計

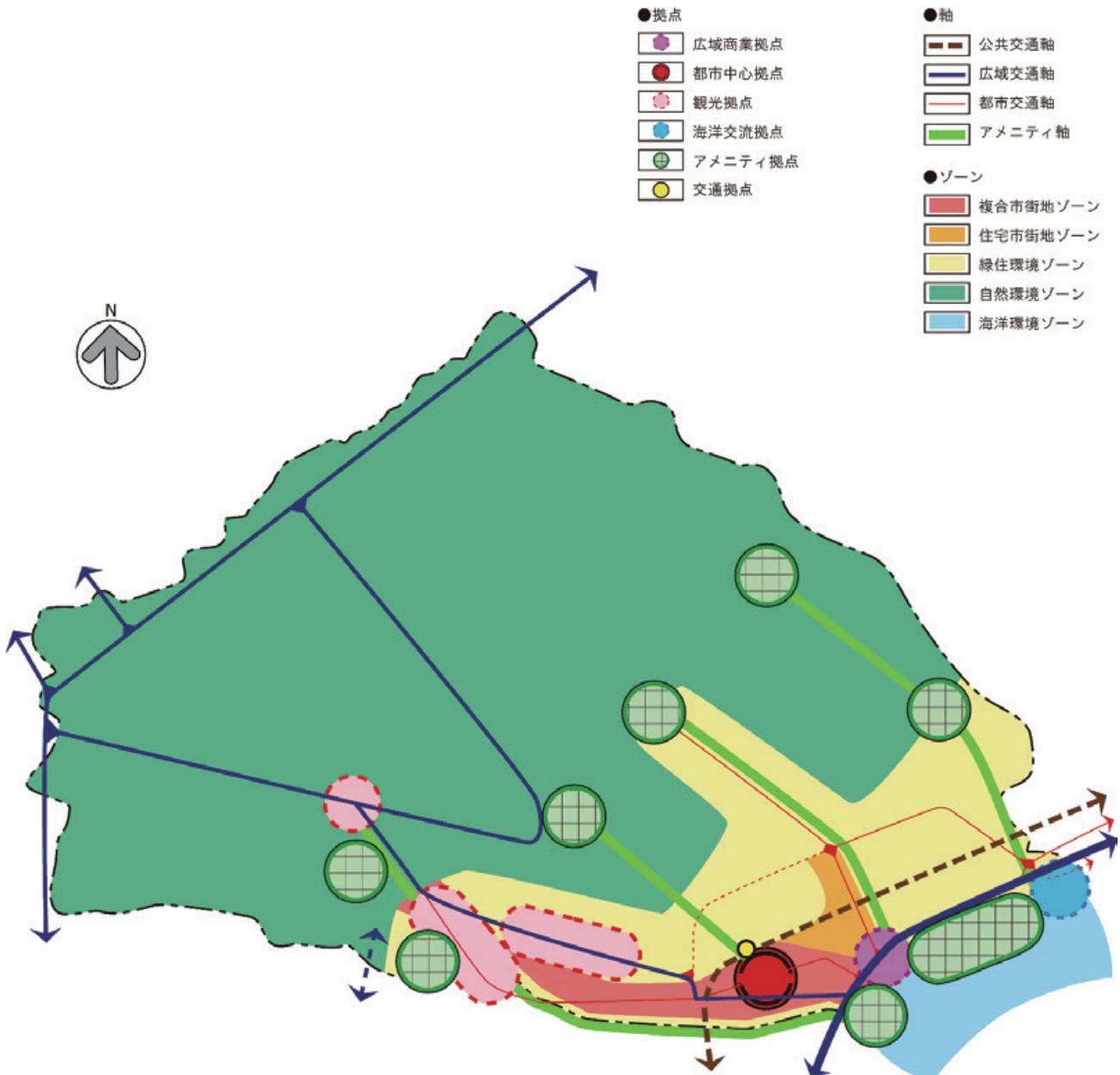
4 土地利用の構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的・社会的・経済的・文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

そのため、ゾーン及び都市活動の拠点と軸を設定して、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

《土地利用構想図》



《ゾーンごとの土地利用の方針》

土地利用構想図に基づく各ゾーンの土地利用の方針は、次のとおりです。

(1) 複合市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動（都市型居住）と観光・商業活動が共存する複合市街地ゾーンの形成をめざします。

(2) 住宅市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動（郊外型居住）が営まれる住宅市街地ゾーンの形成をめざします。

(3) 緑住環境ゾーン

農地や樹林地が適正に保全された緑豊かな環境の中で、それらと調和・共生しながら、様々な生活活動（郊外型居住・週末居住など）や地域振興に資する活動（産業振興・レクリエーションなど）が営まれるゾーンの形成をめざします。

(4) 自然環境ゾーン

現在の優れた自然的環境を保全し、将来にわたって維持・継承していくとともに、優れた自然環境を拠点的に活用していくゾーンの形成をめざします。

(5) 海洋環境ゾーン

自然的・景観的に優れた海洋環境を将来にわたって保全するとともに、それらを活用しつつ、海とのかかわりを深めるレクリエーション機能を有するゾーンの形成をめざします。

《都市活動の拠点》

土地利用構想図に基づく都市活動の拠点づくりの方針は、次のとおりです。

※道路名の後の（ ）内の番号は、都市計画道路種別です。

(1) 広域商業拠点

広域的な交通流動特性を活かした自動車サービス型の商業機能（一般商業・観光商業）やアミューズメント機能が集積立地する産業拠点の形成をめざします。

○国道135号（3・5・1）沿道地区

(2) 都市中心拠点

生活支援サービス機能、商業・業務機能、さらには観光商業・サービス機能（観光物産の販売、飲食、観光情報施設）など、町民の生活・文化活動や産業活動を支える中核的諸機能が集積立地する本町の中心となる拠点の形成をめざします。

○湯河原駅周辺地区

(3) 観光拠点

本町の主要産業である観光業を先導する保養・宿泊機能とそれらを支援する観光商業・サービス機能が集積立地する産業拠点の形成をめざします。

○温泉場地区 ○奥湯河原地区 ○町道オレンジライン沿道地区

(4) 海洋交流拠点

漁港、海洋レクリエーション基地などとしての一般漁業、観光漁業（海業）を支える諸機能が集積立地する“海と都市”の交流を促進する産業拠点の形成をめざします。

○福浦漁港周辺地区

(5) アメニティ拠点

自然的環境や歴史的環境を活かしつつ、スポーツ・休息・レジャーなどのレクリエーション機能や優れた景観などのアメニティ環境を有する拠点の形成をめざします。

○湯河原町総合運動公園～さつきの郷（星ヶ山公園）
 ○梅の郷・桜の郷（幕山公園） ○あじさいの郷（城山・土肥城址）
 ○湯河原海浜公園～湯河原海岸 ○万葉公園（温泉場地区）～もみじの郷

(6) 交通拠点

公共交通の利便性を高めるアクセス機能、ターミナル機能（バス発着場、駐車場、駐輪場など）を有する拠点の形成をめざします。 ○湯河原駅

《都市活動の軸》

土地利用構想図に基づく都市活動の軸づくりの方針は、次のとおりです。

(1) 公共交通軸

子どもや高齢者などの交通弱者への対応に配慮しつつ、周辺諸都市や広域圏（JR東海道新幹線など国土軸への接続）とのつながりを強める公共交通軸の形成をめざします。

- 東海道本線

(2) 広域交通軸

周辺諸都市や首都圏など広域圏とのつながりを強める道路交通軸の形成をめざします。

- 国道135号（3・5・1）～真鶴道路
- 県道75号（湯河原箱根仙石原線）（3・6・1）
- 千歳通り線（3・5・3） ○町道オレンジライン
- アネスト岩田ターンパイク箱根 ○湯河原パークウェイ
- 湯河原～熱海連絡道路（構想線）

(3) 都市交通軸

町内における円滑な移動や上位道路（広域交通軸）へのアクセス性を強める道路交通軸の形成をめざします。

- 国道135号（真鶴道路並行区間）
- 幕山公園通り線（中央通り線）（3・4・1）
- 県道75号（湯河原箱根仙石原線）（3・6・1）
（小梅橋～町道オレンジライン交差点）
- 町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路（構想線）
- 鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路（町道川堀鍛冶屋線の活用）
- 福浦地区～真鶴半島連絡道路（構想線）

(4) アメニティ軸

アメニティ拠点との空間的なつながりやアクセス性の強化に配慮しつつ、本町の優れた自然的・歴史的環境に調和した快適環境・景観を有する軸の形成をめざします。

- 洗頭川～音無川 ○新崎川
- 藤木川～千歳川 ○アメニティ拠点へのアクセス路

5 まちづくりの基本目標

まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現に向けて、次の5つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標 1

『観光・産業』
魅力と活力にあふれ
にぎわいのあるまちづくり

温泉観光地の特徴を最大限発揮し、観光を産業の軸としながら交流人口の増加を図り、農業、林業、漁業、商業などの各産業の連携のもとに、魅力と活力にあふれ、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

基本目標 2

『保健・福祉』
ともに支え合い
笑顔で暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 3

『生活環境』
四季彩と暮らしが調和した
安全・安心のまちづくり

計画的な土地利用のもと、季節感あふれた美しい風景と町民生活の調和を図るとともに、生活基盤や災害への備えを充実し、安全で安心して生活することができるまちづくりを進めます。

基本目標 4

『文化・教育』
生涯を通じて学び
豊かな心を育むまちづくり

地域の伝統を大切にしながら、生涯にわたる文化、学習、スポーツなどの活動を通じて、健やかな体と豊かな心を育むまちづくりを進めます。

基本目標 5

『行財政運営』
みんなでつくる
自立と協働のまちづくり

町民や企業・団体などの様々な主体のまちづくりへの参加を促し、町民、議会及び町の連携のもと、効率的な行財政運営を行い、自立と協働のまちづくりを進めます。

第 2 章 施策の大綱

基本目標 1

『観光・産業』魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

I 観光の振興

風光明媚な自然と人々の心と体を癒してきた温泉を活かし、本町の基幹産業である観光業振興と、創意工夫に満ちた意欲的な取組みを支援します。

II 地域産業の振興

本町の地域性を活かし、農業、林業、漁業、商業の産業間相互の連携を促進し、魅力あふれる地域産業の振興を図ります。

III 雇用の確保

幅広い世代の雇用確保のため、関係機関との連携や近隣市町村と連携した取組みを推進し、雇用の確保に努めます。また、労働環境の改善に努めます。

IV 地方創生の推進

人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、出産・子育てしやすい環境の整備や移住・定住促進、地域の魅力発信などを分野横断的に取り組めます。

基本目標 2

『保健・福祉』ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

I 保健・医療の充実

いつまでも健やかに元気で暮らすために、自らが病気の予防と心身の健康管理が行えるよう健康増進に取り組めます。また、感染症等の対策についても関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。

II 共生社会の実現

誰もがその人らしく生活できる環境づくりを支えながら、笑顔で生き生きと暮らせるよう、各種福祉施策を展開し、また、関係機関と連携することで、誰一人取り残されない社会の実現に努めます。

III 社会保障の充実

保険・年金制度の適正な運営と生活支援対策の充実に努め、いざというときに頼りになるセーフティネットの確立に努めます。

基本目標 3

『生活環境』 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

I 計画的な土地利用による自然環境の保全

自然豊かな地域性を活かし、環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。また、環境の保全・再生に対する教育・学習を充実させ、自然環境の保全と活用に取り組みます。

II 持続可能な生活環境の構築

環境問題を町民一人ひとりが身近なこととして考え、ごみの減量化やリサイクル、排水の浄化に努め、次世代に豊かな自然環境をつないでいけるよう、持続可能な生活環境の構築に努めます。また、少子高齢化による自治会運営の対応についても、地域性を考慮した課題解決に努めます。

III 安全・安心の実現

災害等に迅速かつ適切に対応できるよう、公助としての防災、消防、救急体制の充実と、自助による防災意識及び共助による互助意識の向上に取り組みます。また、防犯対策や空き家対策、交通安全の啓発など日常生活における安心の実現に努めます。

IV 交通ネットワークの整備

交通の骨格となる基幹道路や町民の日常生活に欠くことのできない道路の整備に取り組みます。また、公共交通網の確保・維持に努めます。

基本目標 4

『文化・教育』生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

I 生涯にわたる学びの推進

教育環境の変化に対応した幼児・学校教育の充実と生涯を通じて学習、スポーツ活動ができるよう、情報の提供や環境の整備に取り組みます。

II 文化芸術の振興・保存

先人が築き伝え残してきた地域文化や文化財、伝統行事などの保護・保存に努めます。また、多彩な感性を磨く町民の主体的な文化活動を促進し、魅力ある湯河原文化を育みます。

III 多文化共生の推進

国籍などの違いを超えて、多様性を理解し、様々な文化と共生できるまちづくりをめざします。また、世界に目を向けた人材が育つよう、国際交流を推進するほか、国内外の親善都市等との交流について推進します。

基本目標 5

『行財政運営』みんなでつくる自立と協働のまちづくり

I 情報の共有

行政情報がすべての人に届くように、多様な発信に取り組むとともに、町民参画による協働のまちづくりを推進します。一方で個人情報の保護にも努めます。

II 協働によるまちづくりの推進

町民、議会及び町がそれぞれに果たすべき責任を自覚して、役割を分担しながら協働によるまちづくりを推進します。また、NPOや企業、団体など多様な主体と連携し、それぞれの強みを活かした協働を推進します。

III 社会環境の変化に対応した行政運営の推進

多様化する住民ニーズに対応するため、デジタル技術の活用や行財政改革を推進し、持続可能な行政運営の推進に努めます。

IV 広域行政の推進

近隣の自治体との連携により、広域的な課題解決に取り組みます。